

労務単価等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書

本委託業務は、労務単価等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項を適用する契約である。

- 1 変動の対象となる経費は、残委託業務量に対応する直接人件費に相当する額とし、本委託業務における直接人件費とは、受託者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

なお、本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、業務管理費または一般管理費として計上し、変動の対象とはならない。

- 2 本委託業務における労務単価等は、次のものをいう。

- 労務単価（該当労務単価：_____）
 大分県最低賃金（以下「最低賃金」という。）

- 3 本契約の変更金額算出方法は次のとおりとする。

- 本市設計書による算出

・変動前と変動後の労務単価を比較して契約金額（未履行分）の直接人件費の差額を算出する。差額に「落札率（随意契約の場合は予定価格に対する契約金額の割合）」を乗じて「変動額」を算出し、「変動額」から「請求者負担分（契約金額（未履行分）に1.0%を乗じた額）」を控除した金額を「スライド額」とする。ただし、「請求者負担分」が「変動額」を上回った場合、「スライド額」は0円とする。

- 労務単価等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第5項に規定する受託者から提出された内訳書（以下、「受託者の内訳書」という。）による算出

（ただし、受託者の内訳書中の直接人件費に契約締結時の最低賃金と、変更要求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とする。）

・契約時に提出された「委託代金内訳書に記載された直接人件費（未履行分）」に最低賃金の変動率（変動後と変動前の最低賃金の差額を変動前の最低賃金で除したもの）を乗じた額の範囲内で本市が承認する「変動額」を決定し、「変動額」から「請求者負担分（契約金額（未履行分）に1.0%を乗じた額）」を控除した金額を「スライド額」とする。ただし、「請求者負担分」が「変動額」を上回った場合、「スライド額」は0円とする。

- 上記2種の併用

- (1) 労務単価使用項目 _____
(2) 受託者の内訳書使用項目 _____

労務単価等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 委託者又は受託者は、契約期間内で履行開始日以降に日本国内における労務単価等の変動により契約金額が不適當になったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。当該請求は、履行開始日から12か月を経過した日以降に行うことができる。（ただし、次項に定める基準日以降の履行期間が2か月以上ある場合に限る。）
- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、請求日の属する月の1日（ただし、履行開始日が1日でない場合は、翌月の1日とする）を基準日とし、変動前残委託金額（基準日における契約金額の総額から基準日の前日までの出来高部分に相応する委託金額を控除した額であり、消費税及び地方消費税相当額を含まない額とする。）と変動後残委託金額（変動後の労務単価等を基礎として算出した変動前委託金額に相応する額をいう。）との差額のうち変動前残委託金額の100分の1を超える金額につき、契約金額の変更に応じなければならない。なお、委託金額の変更に係る算出方法は、別紙「労務単価等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）」に定める。
- 3 変動前残委託金額及び変動後残委託金額は、基準日をもとに、労務単価等の変動に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始日（「労務単価等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）」を通知した日）から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行開始日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準日」とする。
- 5 第2項に規定する変更金額の算出を、特記仕様書に示した「本市設計書による算出」以外の方法で行うものについては、受託者は、本業務委託の契約書を提出する際に設計図書に基づいて内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。なお、内訳書は委託者及び受託者を拘束するものではない。